

農業関係制度資金システム取扱要領

第1 目的

この要領は、農業関係制度資金システム（以下「システム」という。）による農業関係制度資金の利子補給事務等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事務の範囲

システムにより処理する事務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 利子補給承認通知書の整理事務
- 2 貸付実行報告書の整理事務
- 3 特例償還及び延滞状況報告書の整理事務
- 4 利子補給計算事務
- 5 資金管理に必要な資料の作成事務

第3 対象資金

- 1 農業近代化資金
- 2 農業経営基盤強化資金〔スーパーL資金〕

第4 事務処理機構

システムによる農業関係制度資金の利子補給事務等の処理機構は、別表1のとおりとする。

第5 入力資料

1 入力資料の種類

入力資料となる帳票は、農業関係制度資金の要綱、要領及び次に掲げるものとする。

（1）農業近代化資金

入力帳票名	提出期限	備 考	様 式
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 承 認 申 請 書	一般資金：毎月5日（書面申請） 特定資金：毎月末日（同 上） ※電子申請については随時	一般資金と特定資金は別 葉に作成すること	同資金事務処理要領 第2号様式
農 業 近 代 化 資 金 貸 付 実 行 報 告 書	貸付実行日の属する月の翌月の 7日	利子補給承認月の翌月の 末日までに実行すること	同資金事務処理要領 第9号様式

（2）共通

入力帳票名	提出期限	備 考	様 式
特 例 償 還 状 況 及 び 延 滞 状 況 報 告 書	速やかに		同資金事務処理要領 様 式
農業関係制度資金システム 入力資料変更修正届	その都度		第1号様式

2 入力資料の作成

入力資料の作成は別表2に定める記入要領によるものとする。

第6 入力資料の作成

第5に基づき送付を受けた入力資料により、農業関係制度資金の要綱、要領及びこの要領に定める次の各号の表に掲げる出力資料を作成し、関係機関に送付するものとする。

なお、各出力帳票は、PDFファイル形式による出力とする。

1 農業近代化資金

出力帳票名	送付期限	送付機関	様式
農業近代化資金 利子補給承認通知書	毎月15日まで	基金協会	同資金事務処理要領 第7号様式
農業近代化資金 承認状況一覧表	必要に応じ	振興局、県信連、基金協会	同資金事務処理要領 第8号様式の1から3
農業近代化資金貸付台帳	上期 8月末日 下期 2月末日	振興局、市町村、融資機関	本要領 第2号様式

2 農業経営基盤強化資金〔スーパーL資金〕

出力帳票名	送付期限	送付機関	様式
農業経営基盤強化資金 貸付台帳	2月末日	振興局、市町村、融資機関	本要領 第3号様式

3 共通

出力帳票名	送付期限	送付機関	様式
貸付及び利子補給計画 並びに 貸付及び補給実績	上期 7月末日 下期 1月末日	振興局、融資機関、基金 協会	各資金交付要綱に 定める様式
融資平均残高計算明細書	同上	同上	同上

※農業経営基盤強化資金は下期のみ

第7 その他

この要領に定めるもののほか、特に農業関係制度資金システムによる処理を必要とする場合は、団体指導・金融課長が関係機関と協議のうえ、その取扱いを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用し、農業関係制度資金電算システム取扱要領（平成9年4月1日適用）及び農業関係制度資金電算システム入力資料作成要領（平成9年4月1日適用）は平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則 改正後の要領は、令和3年3月11日から施行する。

附 則 改正後の要領は、令和5年6月13日から施行する。

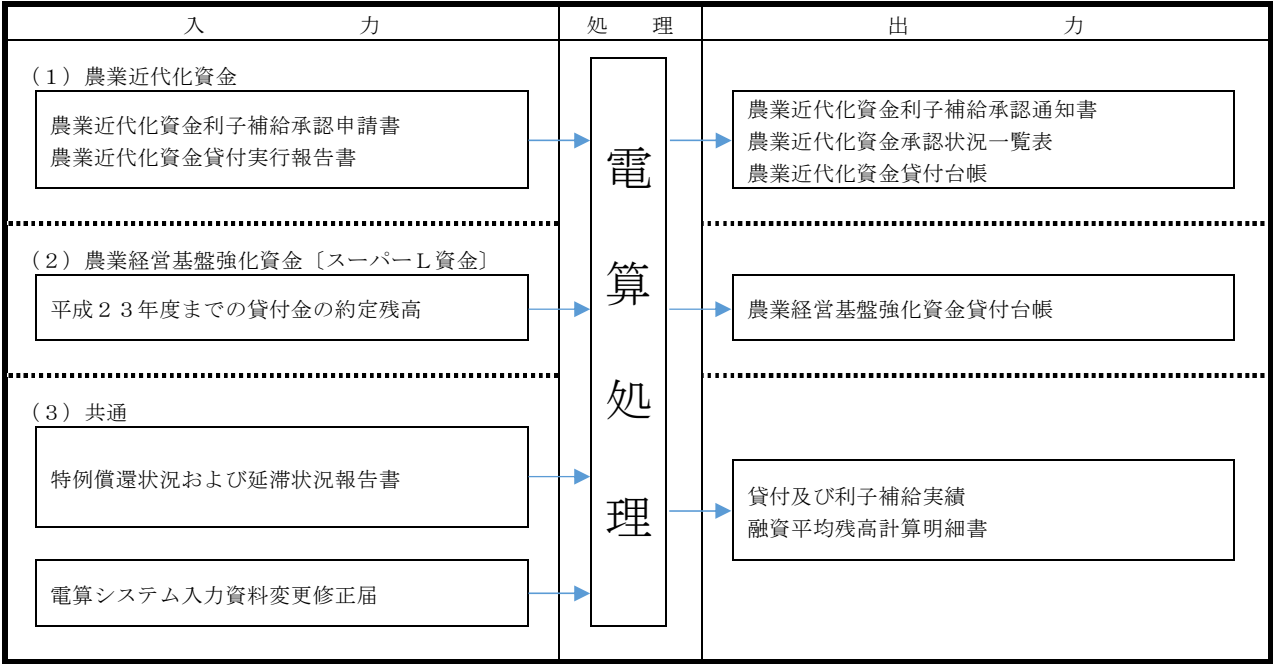
附 則 改正後の要領は、令和7年5月22日から施行する。

別表 1 事務処理機構

1 制度資金別処理図

資 金 名	承認申請	承認通知	貸付実行	利子補給 計 算	貸付台帳
農 業 近 代 化 資 金	○ →	○ →	○ →	○ →	○
農業経営基盤強化資金〔スーパーL資金〕				○ →	○

2 処 理 機 構



別表 2

記 入 要 領

1 農業近代化資金

(1) 農業近代化資金利子補給承認申請書

項目別に別表 3「農業制度資金コード」及び記入要領等に注意し、記入すること。

項目	コード表	記入要領等
制度資金	1(1)制度資金	「01」と記入する。
承認区分	1(3)承認区分	本庁承認：特定資金に係る承認案件 地方承認：一般資金に係る承認案件
地方	1(2)地方	事業実施市町村を所管する振興局
融資機関	1(5)融資機関	
機関区分	1(4)機関区分	
承認年度、承認月		利子補給承認を希望する年度、月を記入する。 年度は和暦で記入する。なお、承認は毎月初日付けで行う。
承認番号		記入を要しない。各振興局及び団体指導・金融課が採番する。 採番方法：地方コード（2桁）＋連番（3桁）
市町村	1(6)市町村	当分の間旧市町村コードを記入する。
支所		各融資機関の支所コード（3桁以内）を記入する。なお、本所のみときは「000」とする。
組員番号		融資機関が設定した番号を記入する。
借入者氏名 （漢字、カナ）		借入者の氏名を漢字及びカタカナで記入する。 ・氏と名の間には、1桁の空白を設ける。 法人の場合は以下の略号を記載する。 法人種類 略語 ・カナ略語 ・株式会社 → （株）・カ）又は（カ ・有限会社 → （有）・ユ）又は（ユ ・合同会社 → （同）・ド）又は（ド ・農事組合法人 → （農）・ノウ）又は（ノウ
施設	1(8)施設	個人：借入希望者が同資金措置要綱第2の1に掲げる者のうち個人 協業：借入希望者が同資金措置要綱第2の1に掲げる者のうち法人及び一定の要件を備えた団体 共同利用：借入希望者が同資金措置要綱第2の2から4に掲げる者
資金使途	2(1)資金使途	
資金種類	2(2)資金種類	同資金措置要綱第5の1の（1）別表1による区分である。 セット融資の場合は以下の区分により記入する。 ・利子補給率が同じ資金種類のセット融資の場合は、措置要綱第5の1の（1）の別表2により、償還期限の長い方の資金種類コードを記入する。 ・利子補給率が異なる資金種類のセット融資の場合は、それぞれ一件として取扱い別段に書

		き分ける。
セット	1(9)セットの有無	無：借入が1つの資金種類のみを対象とする。 有：借入が複数の資金種類を対象とする。
作目	1(7)作目	融資対象施設等の主たる使用目的による。
経営類型	1(10)経営類型	借入希望者が耕作する田、畑及び樹園地の合計面積を対象とする。
農家類型	1(11)農家類型	専業：農家所得が農業所得のみで農外所得のない場合 第1種兼業：借入農家の農家所得のうち、農業所得が過半を占める場合 第2種兼業：借入農家の農家所得のうち、農業所得が過半を占めない場合 その他：借入者が農業を営まない法人等の場合
頭羽数		3号資金の場合のみ以下の区分により記入する。 ・牛豚購入の場合は、1頭単位で記入する。 ・鶏購入の場合は、百羽単位で記入し、百羽未満は切り捨てる。
事業費		融資対象事業費を千円単位で記入する。 なお、千円未満は切り捨てる。
承認額		借入申込額を千円単位で記入する。
貸付予定年月日		貸付予定年月日を記入する。
約定開始（完了）年		約定償還開始（完了）年を記入する。
約定開始月		約定開始月を記入する。
年償還回数		年償還回数を記入する。1、2、3、4、6、12回から選択可能。
約定償還額 第1回 第2回以降		融資額を償還年数で除し、「第1回」及び「第2回以降」の欄に千円単位で記入する。なお、端数が生じる場合には「第1回」に加算する。
原資	1(12)原資区分	直貸：融資機関の自己資金による貸付 転貸：他融資機関からの借入資金による貸付
補助金	1(13)補助金の有無	無：借入対象事業の資金調達に補助金を含まない。 有：借入対象事業の資金調達に補助金を含む。
県利子補給率		県の融資機関に対する利子補給率を、小数点以下3桁の数値で記入する。
債務保証	1(14)債務保証の有無	無：債務保証を受ける予定がないもの 有：大分県農業信用基金協会の債務保証を受ける予定があるもの
認定特例	2(16)認定農業者特例の有無	無：認定農業者特例を適用しない場合 有：認定農業者特例を適用する場合
認定就農	2(17)認定区分	無：認定農業者、認定就農者のどちらでもない場合 認定農業者：認定農業者である場合 認定就農者：認定就農者である場合
承否区分	1(18)承否区分	記入を要しない。

（２）農業近代化資金貸付実行報告書

貸付金元帳等を確認のうえ、項目別にコード表及び記入要領等に注意し記入すること。また、承認申請書記載事項については前項によること。なお、貸付実行日の属する月の翌月7日までに報告すること。

項目	コード表	記入要領等
融資額		貸付額を千円単位で記入する。
貸付実行年月日		貸付実行年月日を記入する。
貸出番号		県信連及び農協については、貸出番号を 10 桁の数字で必ず記入する。それ以外の融資機関については空白とする。
備考		・借入辞退の場合 備考に「辞退」、摘要に「×」と記入する。 ・条件緩和の場合 備考に「条件緩和」、摘要に「＊」と記入する。

2 共通

(1) 特例償還状況及び延滞状況報告書

特例償還とは、約定償還以外の借入金の償還であり、具体的には、約定融資残高の繰上償還及び前期末現在の延滞額の償還のことをいう。償還があった場合の充当順序は民法第 489 条により以下のとおりである。

充当順位	償還額
1	前期末現在延滞額
2	当期約定償還額
3	約定融資残高の繰上償還額

また、延滞とは当期に発生した延滞額、つまり約定償還日に償還すべき約定償還額のうち延滞（一部延滞を含む。）したものである。

特例償還及び延滞が生じたときは、特例償還状況及び延滞状況報告書を作成し、提出しなければならない。なお、該当がない場合でも、農業近代化資金においては上期・下期の年 2 回、農業経営基盤強化資金においては年 1 回（下期）、「該当なし」と記入し提出すること。

なお、約定融資残高の繰上償還報告があった場合、電算システムで自動的に約定償還期間を固定して繰上償還後の約定融資残高を割変え、年賦償還額を算出することから、融資機関は「貸付金元帳」等関係書類の訂正を行う必要がある。

貸付台帳を確認のうえ、項目別にコード表及び記入要領等に注意し記入すること。

項目	コード表	記入要領等
データ区分		データ 1 件につき特例償還第 1 回から第 4 回までの 4 回分記入ができ、5 回を超える場合はデータ 2 件目に記入する。
制度資金	1(1) 制度資金	
融資機関	1(5) 融資機関	
承認年度 承認番号		利子補給承認通知書記載の承認年度、番号を記入する。
枝番		農業経営基盤強化資金のみ同資金実行報告書記載の枝番を記入する。

組合員番号		利子補給承認通知書記載の組合員番号を記入する。
貸出番号 決定番号		記入を要しない。
特例償還		当期中に発生した約定融資残高の繰上償還について、「繰上償還年月日」及び「繰上償還額」を千円単位で記入する。なお、農業経営基盤強化資金のうち、元利均等のものについては円単位で記入する。
延滞分償還額		前期末現在の延滞額に対する当期中の償還（一部償還を含む）を円単位で記入する。なお、記入は1件目に記入する。
当期発生延滞額		当期中に発生した延滞額を円単位で記入する。また、なお、記入は1件目に記入する。
償還月		年の最初に到来する償還月を記入する。

(2) 電算システム入力資料変更修正届

農業関係制度資金の貸付台帳等の内容に修正を要する項目が発生した場合に提出するものである。

貸付台帳を確認のうえ、項目別にコード表及び記入要領等に注意し記入すること。

項目	コード表	記入要領等
資金コード	1(1)制度資金	
融資機関	1(5)融資機関	
承認年度 承認番号		利子補給承認通知書記載の承認年度、番号を記入する。
変更したい項目		利子補給承認通知書記載の項目中、変更を希望する項目を記入する。記入にあたっては、一行に一項目ずつ記入し、同一借入者の内容を二項目以上修正したい場合には、下行に順次記入する。
変更前の入力内容		利子補給承認通知書記載の内容を記入する。
変更後の入力内容		変更後の内容を記入する。
備考		変更の理由等を記入する。

別表 3 農業関係制度資金コード

1 共通コード

(1) 制度資金

農 業 近 代 化 資 金	0 1
農業経営基盤強化資金 〔スーパー L 資金〕	1 0

(2) 承認区分

本 庁 承 認	1
地 方 承 認	2

(3) 地方

本 庁	2 0
東 部 振 興 局	2 1
中 部 振 興 局	2 2
南 部 振 興 局	2 3
豊 肥 振 興 局	2 4
西 部 振 興 局	2 5
北 部 振 興 局	2 6

(4) 融資機関

ア 農協関係

大分県農業協同組合	9 5 0 7
東 部 事 業 部	9 5 0 1
中西部事業部 (大分)	9 5 0 2
中西部事業部 (日田)	9 5 0 3
南 部 事 業 部	9 5 0 4
豊 肥 事 業 部	9 5 0 5
北 部 事 業 部	9 5 0 6
大 分 県 酪	9 0 0 1
べ っ ぷ 日 出	9 1 0 3
玖 珠 九 重	9 1 3 7
九 重 町 飯 田	9 1 4 0
大 分 大 山 町	9 1 4 5
下 郷	9 1 5 2

イ その他金融機関

大 分 銀 行	0 1 8 3
伊 予 銀 行	0 1 7 4
豊 和 銀 行	0 5 9 0
大 分 信 金	0 5 9 1
大 分 み ら い 信 金	0 5 9 2
日 田 信 金	0 5 9 7
大 分 県 信 用 組 合	2 8 7 0
農 林 中 金	3 0 0 0
県 信 連	3 0 4 4
日 本 政 策 金 融 公 庫	4 0 0 0

(5) 機関区分

単 協	1
信 連	2
中 金	3
銀 行	4

(6) 市町村

現市町村名	旧市町村名	コード
大 分 市	大 分 市	2 0 1 1
	野 津 原 町	3 6 1 1
	佐 賀 関 町	3 8 1 6
別 府 市	別 府 市	2 0 2 0
中 津 市	中 津 市	2 0 3 8
	三 光 村	5 0 1 1
	本耶馬溪町	5 0 2 9
	耶 馬 溪 町	5 0 3 7
	山 国 町	5 0 4 5
日 田 市	日 田 市	2 0 4 6
	前 津 江 村	4 8 1 2
	中 津 江 村	4 8 2 1
	上 津 江 村	4 8 3 9
	大 山 町	4 8 4 7
	天 瀬 町	4 8 5 5
佐 伯 市	佐 伯 市	2 0 5 4
	上 浦 町	4 0 1 4
	弥 生 町	4 0 2 2
	本 匠 村	4 0 3 1
	宇 目 町	4 0 4 9
	直 川 村	4 0 5 7
	鶴 見 町	4 0 6 5
	米 水 津 村	4 0 7 3
	蒲 江 町	4 0 8 1
臼 杵 市	臼 杵 市	2 0 6 2
	野 津 町	4 2 1 9
津 久 見 市	津 久 見 市	2 0 7 1
竹 田 市	竹 田 市	2 0 8 9
	荻 町	4 4 1 3
	久 住 町	4 4 2 1
	直 入 町	4 4 3 0

現市町村名	旧市町村名	コード
豊後高田市	豊後高田市	2 0 9 7
	真 玉 町	3 0 2 6
	香 々 地 町	3 0 3 4
杵 築 市	杵 築 市	2 1 0 1
	大 田 村	3 0 1 8
	山 香 町	3 4 2 5
宇 佐 市	宇 佐 市	2 1 1 9
	院 内 町	5 2 1 5
	安 心 院 町	5 2 2 3
豊後大野市	三 重 町	4 2 2 7
	清 川 村	4 2 3 5
	緒 方 町	4 2 4 3
	朝 地 町	4 2 5 1
	大 野 町	4 2 6 0
	千 歳 村	4 2 7 8
	犬 飼 町	4 2 8 6
由 布 市	挾 間 町	3 6 2 0
	庄 内 町	3 6 3 8
	湯 布 院 町	3 6 4 6
国 東 市	国 見 町	3 2 1 2
	国 東 町	3 2 3 9
	武 蔵 町	3 2 4 7
	安 岐 町	3 2 5 5
姫 島 村	姫 島 村	3 2 2 1
日 出 町	日 出 町	3 4 1 7
九 重 町	九 重 町	4 6 1 8
玖 珠 町	玖 珠 町	4 6 2 6

(7) 作目

経 営 形 態	コード1	作	目	例
水田作	1	水	麦 ・ 大	稲 豆 など
施 設 野 菜	2	イ メ ス ネ か さ ト レ キ タ	チ ロ イ し い マ タ ベ ネ	ゴ ン カ ギ よ も ト ス ツ ギ など
露 地 野 菜	3			
果樹	4	ブ み カ ナ ウ ク	ド か ボ	ウ ん ス シ メ リ など
工芸作物	5	タ	茶 バ	コ など
花き	6	切 鉢	り 花木	花 物 など
畜産	7	肥 繁 乳 肥 繁 ブ 採	育 殖 育 殖 イ 卵 ロ	ラ 牛 牛 牛 豚 豚 一 鶏 など
その他	9	シ	イ タ	ケ など

(8) 施設

個 人	1
法 人	2
共同 (特認)	3

(9) セットの有無

無	0
有	1

(10) 営農類型

0.5ha未満	0
0.5ha以上～1.0ha未満	1
1.0ha以上～1.5ha未満	2
1.5ha以上～2.0ha未満	3
2.0ha以上～3.0ha未満	4
3.0ha以上～4.0ha未満	5
4.0ha以上～6.0ha未満	6
6.0ha以上～8.0ha未満	7
8.0ha以上～10.0ha未満	8
10.0ha以上	9

(11) 農家類型

専 業	1
第 1 種 専 業	2
第 2 種 専 業	3
そ の 他	4

(12) 原資区分

直 貸	1
転 貸	2

(13) 補助金の有無

無	0
有	1

(14) 債務保証の有無

無	0
有	1

(15) 償還方法

元金均等	年1回償還	1
	年2回償還 (6ヶ月)	2
	年3回償還 (4ヶ月)	3
	年4回償還 (3ヶ月)	4
	年6回償還 (2ヶ月)	5
	年12回償還 (毎月)	6
元利均等	年1回償還	A
	年2回償還 (6ヶ月)	B
	年3回償還 (4ヶ月)	C
	年4回償還 (3ヶ月)	D
	年6回償還 (2ヶ月)	E
	年12回償還 (毎月)	F

(16) 認定農業者特例の有無

無	0
有	1

(17) 認定区分

無	0
認定農業者	1
認定就農者	2

(18) 承・否区分

承認	無記入
否認	X (エックス)

2 農業近代化資金コード

(1) 資金使途

農	機	具	1 1	
環	境	整	備	1 2
災		害		1 8
一		般		2 9
小	土	地		3 1

(2) 資金種類

1	建・構築物等	農	舍	1 0 1							
		畜	舍	1 0 2							
		蚕	室	1 0 3							
		乾	燥	施	設	1 0 4					
		た	い	肥	舍	1 0 5					
		育	成	管	理	用	施	設	1 0 6		
		サ	イ	ロ	1 0 7						
		た	い	肥	盤	1 0 8					
		貯	溜	そ	う	1 0 9					
		果	樹	棚	1 1 0						
		牧	さ	く	1 1 1						
		索	道	1 1 2							
		排	水	施	設	1 1 3					
		か	ん	水	施	設	1 1 4				
		集	出	荷	施	設	1 1 5				
		処	理	加	工	施	設	1 1 6			
		貯	蔵	施	設	1 1 7					
		販	売	施	設	1 1 8					
		生	産	資	材	貯	蔵	施	設	1 1 9	
		生	産	資	材	製	造	施	設	1 2 0	
		保	管	修	理	施	設	1 2 1			
		防	除	施	設	1 2 2					
		ふ	卵	育	す	う	施	設	1 2 3		
		き	の	こ	栽	培	施	設	1 2 4		
		家	畜	人	工	授	精	施	設	1 2 5	
		家	畜	市	場	施	設	1 2 6			
		家	畜	診	療	施	設	1 2 7			
		公	害	防	止	施	設	1 2 8			
		観	光	農	業	施	設	1 2 9			
		未	利	用	資	源	活	用	施	設	1 3 0
		労	働	力	確	保	施	設	1 3 1		
号	農機具等	原	動	機	2 0 1						
		揚	排	水	用	機	具	2 0 2			
		耕	う	ん	整	地	用	機	具	2 0 3	
		乗	用	ト	ラ	ク	タ	ー	2 0 4		
		育	成	管	理	用	機	具	2 0 5		
		肥	料	散	布	用	機	具	2 0 6		
		防	除	用	機	具	2 0 7				
		収	穫	調	整	用	機	具	2 0 8		
		処	理	加	工	機	具	2 0 9			
		畜	産	用	機	具	2 1 0				
		養	蚕	用	機	具	2 1 1				
		運	搬	用	機	具	2 1 2				
		農	地	造	成	用	機	具	2 1 3		
		情	報	処	理	用	機	具	2 1 4		

2	植栽	果	樹	3 0 1
		茶	3 0 2	
		桑	3 0 3	
		ア ス パ ラ ガ ス	3 0 4	
		オ リ ー ブ	3 0 5	
		多 年 生 草 木	3 0 6	
		花	木	3 0 7
	育成	果	樹	3 9 1
		茶	3 9 2	
		桑	3 9 3	
		ア ス パ ラ ガ ス	3 9 4	
		オ リ ー ブ	3 9 5	
		多 年 生 草 木	3 9 6	
		花	木	3 9 7
3	購入	繁 殖 牛	4 0 1	
		繁 殖 豚	4 0 2	
		乳 牛	4 0 3	
		馬	4 0 4	
		め ん 羊	4 0 5	
		山 羊	4 0 6	
		肥 育 牛	4 0 7	
		肥 育 豚	4 0 8	
		鶏 ・ 特 用 家 畜	4 0 9	
	育成	繁 殖 牛	4 9 1	
		繁 殖 豚	4 9 2	
		乳 牛	4 9 3	
		馬	4 9 4	
		め ん 羊	4 9 5	
		山 羊	4 9 6	
		肥 育 牛	4 9 7	
		肥 育 豚	4 9 8	
		鶏 ・ 特 用 家 畜	4 9 9	
4 号	小 土 地 改 良	5 0 0		
5 号	農地等の賃借権等の一括支払資金	8 0 1		
	農機具等の賃借権等の一括支払資金	8 0 2		
	研 修 資 金	8 0 3		
	品 種 転 換 資 金	8 0 4		
	調 査 及 び 開 発 等 資 金	8 0 5		
	営 業 権 等 取 得 等 資 金	8 0 6		
	法 人 参 加 資 金	8 0 7		
	そ の 他 長 期 運 転 資 金	8 9 9		

6	診療施設	6 0 1	
	農事放送施設	6 0 2	
	水道施設	6 0 3	
	託児施設	6 0 4	
	研修施設	6 0 5	
	集会施設	6 0 6	
	ガス供給施設	6 0 7	
	下水道施設	6 0 8	
	農業管理センター	6 0 9	
	老人福祉施設	6 1 0	
	有料老人ホーム	6 1 1	
	農村情報処理・通信施設	6 1 2	
	融雪・除雪用施設	6 1 3	
	農作業管理休養施設	6 1 4	
	農業者等健康増進施設	6 1 5	
号	地 域 休 養 施 設	6 1 6	
	生 活 改 善 セ ン タ ー	6 1 7	
	生 活 安 全 保 護 施 設	6 1 8	
	集 落 道	6 1 9	
	廃 棄 物 処 理 施 設	6 2 0	
	地 域 交 流 施 設	6 2 1	
	7 号	内 水 面 養 殖 施 設	7 0 6
		特 定 農 家 住 宅	7 0 8
		給 排 水 施 設	7 1 2

3 農業経営基盤強化資金〔スーパーL資金〕コード

(1) 個人法人区分

個 人	1
個人で経営が複数部門にわたる経営体等	2
法 人	3

(2) 営農類型

水 稲	1
畑 作	2
果 樹	3
施 設 園 芸	4
酪 農	5
肉 用 牛	6
養 豚	7
養 鶏	8
そ の 他	9

(3) 資金使途

農 地 等 の 取 得	1
農 地 等 の 改 良 造 成	2
農 業 用 施 設 ・ 機 械 等	3
農産物の加工処理・流通販売施設等	4
借地権・機械等の利用権等（運転資金含む）	5
家 畜 ・ 果 樹 の 導 入 等	6
負 債 の 整 理	7